

大津市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務及び特定保健指導等業務仕様書

業務名	大津市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務及び特定保健指導等業務
履行期間	契約締結日から令和10年3月31日まで
業務目的	本業務は、本市の国民健康保険被保険者に対し、特定健康診査受診率向上対策及び特定保健指導等を実施することにより、生活習慣病の予防に向けて自らの生活習慣における課題に気付き、改善に向けた行動変容の方向性を導き出し、健康的な生活が継続できるように支援することを目的とする。
業務内容	令和8年度実施の特定健康診査（以下「特定健診」という。）に対する受診勧奨及び特定保健指導等（対面及びICT）。

1 スケジュール

	受診率向上対策	特定保健指導等
令和8年4月	受診勧奨の打ち合わせ	スケジュールの打ち合わせ 案内チラシ作成
令和8年9月	受診勧奨（はがき・SMS）1回目	保健指導開始
令和8年10月		保健指導・利用勧奨の実施
令和8年12月	受診勧奨（はがき・SMS）2回目	
令和9年3月	中間報告	
令和9年4月		保健指導・利用勧奨の実施
令和10年3月		最終報告

2 特定健康診査受診率向上対策

(1) 概要

特定健診未受診の者に対して、健診結果データ、受診履歴等に基づく効率的・効果的な勧奨を行い、受診率の向上を図る。

(2) はがきによる受診勧奨通知の作成・発送業務

ア 対象者

受託者は、特定健診受診対象者（約46,000人）のうち未受診者の健診結果データ、受診履歴等に基づき、大津市と協議の上、受診勧奨すべき対象者を選定すること。

イ 発送時期（予定）

1回目の発送（令和8年9月） 25,000通（目安）

2回目の発送（令和8年12月） 20,000通（目安）

※発送時期については、大津市と受託者の間で協議の上、受診勧奨効果が見込める時

期に発送する。

ウ 通知物の作成

通知物は、対象者、内容等について大津市と協議の上、決定するものとする。なお、通知物は大津市が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物をはがき等で印刷する。

エ 通知物の宛名印字

宛名については、大津市が提供する最新の情報（転居情報等）が全て反映されているものとする。宛名印字は漢字で行い、大津市が提供する外字ファイルを使用し、外字変換する。外字対応ができない場合は発送対象外とする。

宛名の「様」についてはデータに含まれていないため、付加して印字すること。

なお、宛名の印字に使用するデータ授受の回数は、当該データに不備がある場合等を除き、原則1回とする。

オ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、事前に大津市と校正を行う。大津市からの校正指示があった場合、その内容について反映すること。校了後、速やかに、サンプル（データ及び現物10部）を納品する。

カ 対象者の最終決定

大津市から提供する受診勧奨除外対象者の情報を基に、最終的な受診勧奨対象者に発送を行う。

(3) SMSを利用した受診勧奨の企画・実施

ア 対象者

受託者は、大津市が提供する特定健康診査受診状況、直近の資格情報、携帯電話番号等からSMSを用いた受診勧奨が効果的な受診勧奨対象者の選定を行う。

イ 発信時期（予定）

1回目の発信（令和8年9月） 2,900通（目安）

2回目の発信（令和8年12月） 2,000通（目安）

※発送時期については、大津市と受託者の間で協議の上、受診勧奨効果が見込める時期に発送する。

ウ メッセージの作成

効果的な受診勧奨メッセージの作成を行う。文字数は概ね180文字。内容等に関して、受託者は大津市に事前に確認を行う。大津市から内容、校正等の指示があった場合は、指示に従い反映すること。

(4) 特定健康診査受診率向上対策業務中間報告について

大津市が提供する最新の受診結果データに基づき、令和9年3月31日までに受診率等をはがき発送者、SMS発信者ごとに集計し、中間報告する。

(5) 大津市が提供するデータについて

ア 大津市は業務実施のため、次の健診結果データ等を提供する。なお、大津市から提供されたデータについては、受託者が受託者の定める様式等に合うように加工し使用するものとする。

(ア) 発送対象者の特徴を検証するために提供するデータ

- a 特定健診・特定保健指導データ(特定健診等データ管理システムより抽出)

・FKAC165／ファイル形式：CSV

過去4年度分(前年度分を含まない)

・FKAC167／ファイル形式：CSV

過去5年度分(前年度分を含む)

- b 特定健診対象者データ(特定健診等データ管理システムより抽出)

・FKAC173 及び FKAC161／ファイル形式：CSV

当年度を含む3年度分

※各年度の当初時点(4月1日)で、その年度内の健診対象全員のデータを含むもの。

- c 保険者情報データ(国保データベース(以下「KDB」という。)システムより抽出)

・被保険者管理台帳(KDB帳票p26_006)／ファイル形式：CSV

(イ) 印刷・発送のために提供するデータ

- a 宛名印字用データ

・宛名データ／ファイル形式：Excel

※文字コードはShift-JIS

※個人識別番号(同項(ア)のデータに含まれる番号と同一のもの)、郵便番号、住所、住所方書、漢字氏名、カタカナ氏名を含むもの。

- b 外字ファイル(TTE)

(ウ) 通知物作成のために提供するデータ

- a 特定健康診査実施医療機関一覧データ／ファイル形式：Excel

- b 集団特定健康診査実施に関するデータ／ファイル形式：Excel

- c 大津市が作成する二次元コード及びURL

(エ) 通知物の発送の都度提供するデータ

発送対象除外データ／ファイル形式：Excel

(オ) SMSを利用した受診勧奨に必要な電話番号データ／ファイル形式：Excel

(カ) その他業務実施の上で必要なデータ

業務を実施する上で、仕様書に定めのないデータが必要になった場合、大津市と受託者は協議する。また、同項(ア)から(オ)で提供するデータは特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務でも使用できる。

イ 大津市から提供するデータ及び受託者から大津市へ提出する報告等は次の方法で授受することとする。

(ア) 大津市と受託者とのデータの授受は、原則として、LGWANを通じて行う。

(イ) (ア)の運用ができない場合は、電子媒体を使い、追跡可能な配送サービス(レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパック等)の利用、又は直接受渡しにより大津市と受託者の間でデータの授受を行う。

(ウ) (ア)、(イ)とも運用ができない場合は、大津市と受託者協議の上、個別に提供方法を定める。

ウ その他

- (ア) 委託業務の開始に当たり、大津市及び受託者は委託業務の詳細を決定する打ち合わせを実施する。
- (イ) 打ち合わせの日時・方法については、大津市及び受託者が協議の上で決定する。
- (ウ) 業務の実施に当たっては、作業工程について、受託者から大津市にその内容を提出すると共に、大津市及び受託者双方が監督員（責任者）を決め、各作業について適正に実施されているか確認の上、作業を進めていくこととする。そのチェック方法及びチェックポイントについては、大津市及び受託者双方で協議の上、決定する。
- (エ) 大津市は原則、受託者にあらかじめ通知することにより、通知物の一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (オ) 費用の支払いについては、実施年度ごとに、当該年度の全ての業務が完了した後、出来高に応じて一括して支払う。出来高の対象となるものは、受診勧奨はがき通数・SMSによるメッセージ勧奨通知数である。

3 特定保健指導等業務

(1) 概要

特定保健指導対象者（約2,400人）に利用勧奨を行い、利用申込者に対して特定保健指導を実施することで、生活習慣病を予防し、健康的な生活が継続できるよう支援する。

(2) 特定保健指導スケジュールの作成

毎月月末から翌月上旬を目途に大津市が送付する特定保健指導対象者リストに合わせて、利用勧奨、特定保健指導、実施報告等のスケジュールを作成する。スケジュールは、大津市と協議の上、決定すること。

(3) 特定保健指導利用案内一式の作成

ア 案内チラシ

(ア) 規格及び数量

A4又はA3、フルカラー両面印刷とし、紙及びデータで納品する。数量は対象者の人数や再発行の希望件数により増減があるため、納品時期とともに、大津市と協議の上、必要枚数を作成する。

(イ) 内容

大津市における特定保健指導実施体制及びプログラム等を記載し、対象者に利用を促す内容のものとする。内容に関して事前に大津市と協議、校正等を行い、校了後速やかにサンプル（データ及び現物10部）を納品する。

イ 発送用封筒

(ア) 規格及び数量

角型2号、窓あき封筒（大津市が発行する利用券の宛名位置に合わせたもの）、口糊加工（両面テープ加工もしくはアドヘア糊加工）とする。数量は対象者の人数や再発行の希望件数により増減があるため、納品時期とともに大津市と協議の上、必要枚

数を作成する。

(1) 内容

封筒のデザインについて、事前に大津市と協議、校正等を行い、校了後速やかにサンプル（データ及び現物10部）を納品する。

ウ その他

- (ア) ア、イの内容については、大津市からの校正指示があった場合、その内容について反映すること。
- (イ) イラスト等を使用する際は、大津市及び受託者に使用の権利があるものとすること。
- (ウ) 発送用封筒に、大津市の特定保健指導利用案内一式を封入し納品すること。案内一式は、大津市が封入する利用券を含め重さが定形外50グラム以内となるよう留意すること。
- (エ) 大津市は原則、受託者にあらかじめ通知することにより、チラシの一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 特定保健指導利用勧奨の実施

ア 対象者

大津市が作成した特定保健指導対象者リストに基づき、大津市が指定した対象者に特定保健指導の利用勧奨を行う。

イ 方法

原則電話勧奨とする。電話が繋がらない場合は再度架電し、対象者一人につき合計3回以上架電すること。利用勧奨時のトークスクリプトは、大津市と協議の上作成し、大津市から修正指示があった場合は、反映すること。また、利用勧奨時に、大津市の特定保健指導利用特典を案内すること。

(5) 特定保健指導の実施

特定保健指導の申込みがあった者に対し、特定保健指導を実施する。受託者は対面面接とICTを活用した面接の両方の実施が可能であり、申込者が自由に選択できるものとする。

保健指導の内容については、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版厚生労働省 健康・生活衛生局）」に準じ、途中中断者を出来るだけ出さないような工夫をしながら実施すること。

なお、受託者は上記プログラム第3章別紙1-1「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成25年3月29日厚生労働省告示第92号）」第2の5（13）の規定に基づき、再委託はできないため留意すること。

ア 予約受付

申込みを受け付ける際は、特定保健指導対象者リストにて対象者であるかを確認し、また服薬等の有無についても確認する。服薬中の場合は、対象者が主治医に特定保健指導の実施について確認し、主治医が必要と認めた場合のみ受け付けること。

面接実施日は、利用者の利用しやすい日時を設定すること。

イ 実施内容

(ア) 対面面接の場合

大津市内の施設及び利用者の自宅のほか、利用者に応じた場所で実施すること。施設の使用にかかる手続き等は受託者が行うこと。施設の使用料は受託者の負担とする。

(イ) I C T面接の場合

I C Tを活用した方法で実施する。なお、I C Tを活用する際のW E Bシステム又はアプリケーションは主なO S (android、iO S、w i n d o w s) に対応すること。また、委託期間中のO Sバージョンアップに対応すること。

I C Tの利用方法について利用者から要望があった場合は、受託者が利用方法のサポートを行うこと。

(ウ) 共通事項

利用者の特性に応じたメニューを実施すること。

利用者に応じて、体重、腹囲、歩数等の数値や食事内容、運動等のデータ入力及び確認がされること。最新のデータを基に適切な保健指導を実施すること。

利用者に応じて、初回面接時に定めた行動目標や、指導終了時に成果チャート等により効果が確認できること。

ウ 資格等の確認

初回面接実施時には、特定保健指導利用券の有効期限を確認すること。また、初回面接時、継続的な支援及び実績評価時において、マイナポータルの資格確認画面の提示又は資格確認書の提示により大津市国民健康保険被保険者であるか確認を行うこと。

エ 特定保健指導利用特典の案内

大津市独自で実施している、特定保健指導の初回面接後に利用できる特典について、初回面接終了時に利用案内し、利用者の希望状況を大津市に報告すること。

オ 中断の防止

中断者を出さないための対策を講じること。利用者が利用しやすい日時を確認し、時間・曜日等柔軟に対応すること。また、I C Tを活用した方法の際は、事前にメールやアプリケーションにて面接日を通知すること。

カ 苦情対応

苦情が発生した場合には、速やかに大津市に報告し、適切に対応すること。

キ 事故対応

(ア) 特定保健指導利用者の不慮の事故に備え、賠償保険に加入し対応すること。

(イ) 特定保健指導利用中に事故が発生した場合には、速やかに大津市に報告し、適切な処置を講じること。

ク 健康管理

(ア) 実施に当たっては、利用者の体調の変化等の健康管理を行うこと。

(イ) 必要に応じた感染症対策を講じて実施すること。

ケ 未利用・途中終了の取扱いについて

- (ア) 申込みをしたにもかかわらず、特定保健指導の利用に至らない者に対しては、状況把握等を行い、利用に向けた調整を行うこと。
- (イ) 資格喪失・自己都合等で途中終了する者に対しては、同意の下に特定保健指導の中断(途中終了)を判断し、適切な事務処理を行った上で大津市に報告すること。(参考様式1)
- (ウ) 特定保健指導の利用期間中に生活習慣病にかかる服薬治療を開始した等により、特定保健指導の継続が望ましくないと医師が判断した場合、その段階で終了とし、その旨を大津市に報告すること。(参考様式1)

(6) 特定保健指導利用率向上に向けた工夫

大津市国民健康保険被保険者の健康維持のため、特定保健指導利用率を向上する取組みを行う必要がある。

そのため、受託者は再勧奨の実施やチラシのデザインを工夫する等の対策を講じること。また、利用を継続しやすい工夫、保健指導終了後も健康的な生活が継続できるような工夫を凝らすこと。

(7) 特定保健指導の実施に係る記録及び報告等

- ア 月ごとに、利用勧奨の実施状況について結果をまとめること。(参考様式2)
- イ 申込み件数や初回面接実施件数等の実施結果を月ごと及び累計で作成すること。(参考様式3)
- ウ 特定保健指導支援計画及び実施報告書は、個人別に厚生労働省の定める電子的標準様式に基づくXML形式にて作成すること。
- エ 当該月に途中終了と判断した者は大津市に報告すること。(参考様式1)
- オ 上記ア、イ、ウ、エは、実施月の翌月15日までに、大津市に提出すること。

(8) 特定保健指導等委託料の請求について

ア 請求時期

特定保健指導等業務の請求は、月払いもしくは年度末一括払いとする。月払いの場合は、実施月の翌月15日までに請求書を大津市まで紙で提出すること。年度末一括払いの場合は、翌年度4月15日までに請求書を大津市まで提出すること。また、請求書・請求内訳書の様式については事前に大津市と協議する。

イ 委託料の算定

(ア) 初回面接費用

動機付け支援・積極的支援とも、初回面接終了後に初回面接費用を算定する。

(イ) 実績評価費用

動機付け支援は、支援終了後に実績評価費用を算定する。積極的支援は、厚生労働省が定める実施方法に掲げるポイント算定及び要件に基づき、180ポイント以上の支援を実施し、支援終了後に継続支援費用と実績評価費用の算定を行う。

やむを得ず途中終了となる場合には、(7)エの報告を行った上で、ポイントに応じて継続支援費用を算定する。

(ウ) 特定保健指導利用案内一式の費用

利用案内一式の費用は、年度末に当該年度の出来高に応じて請求すること。

(9) 大津市とのデータの授受について

大津市から提供するデータ（特定保健指導対象者リストや健診結果等）及び受託者から大津市へ提出する報告等は次の方法で授受することとする。

ア 大津市と受託者とのデータの授受は、原則として、LGWANを通じて行う。

イ アの運用ができない場合は、電子媒体を使い、追跡可能な配送サービス（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）の利用、又は直接受渡しにより大津市と受託者の間でデータの授受を行う。

ウ ア、イとも運用ができない場合は、大津市と受託者協議の上、個別に授受方法を定める。

エ 大津市から提供されたデータについては、受託者が受託者の定める様式等に合うように加工し使用するものとする。

(10) その他

ア 事業の実施において、大津市が必要と判断した場合は業務時及び業務完了時の立ち合い検査に応じること。

イ 定期的に大津市と進捗状況やプログラム内容等についての意見交換を行う。

ウ 利用者に対する送付物や配布物については、事前に大津市と協議の上、送付や使用について承認を得ること。

4 共通事項

(1) 費用について

委託料には、本業務実施にかかる経費の全てを含むものとする。

(2) 当該委託事業の報告について

ア 全事業終了後、特定健診受診勧奨・特定保健指導利用勧奨・特定保健指導の結果や、受診率・利用率に関するデータを集計する。その効果検証を行い、報告書にまとめる。

イ アの検証を基に、現状と課題を整理し、大津市に報告する。

ウ 受託者は当該事業に関して、利用者へアンケート等の調査を実施している場合は、その結果をとりまとめて大津市へ報告すること。

(3) その他

ア 実施に当たっての詳細な内容や本仕様書に定めのない事項については、隨時、大津市と協議するとともに、業務の遂行に当たって疑義が生じた場合は、必ず大津市の指示を受けて実施すること。

イ 受託者は、営利目的による勧誘や募集等を行ってはならない。

ウ 個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、適切な管理を行うこと。

エ 事業終了後、個人情報を廃棄する場合には、焼却、溶解等個人情報を復元不可能な形にして廃棄し、廃棄したことがわかる証明等を提出すること。

- 才 受託者は大津市が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。
- カ 受託者は、やむを得ず業務の一部を再委託するときは、大津市契約規則第42条の規定に基づき、大津市に予め承諾を得ること。また、再委託する業務の内容等については「業務委託契約に関する再委託ガイドライン」を遵守すること。

【参考様式 1】

年 月 日

大津市健康推進課 宛

実施機関

担当者

連絡先

特定保健指導（積極的支援）の途中終了について

下記のとおり報告します。

1	氏名（カナ）	
2	特定保健指導利用券整理 番号	
3	住所	
4	終了日	年 月 日
5	終了理由	
6	終了までの経過	

【参考様式2】

第1クール

		男性		女性		合計
		積極的	動機づけ	積極的	動機づけ	
40~49歳			0		0	0
50~59歳			0		0	0
60~69歳			0		0	0
70~79歳			0		0	0
合計		0	0	0	0	0

		応募受付	応募済み	検討	利用しない	多忙	介護	面倒	自/信がない	日程/会場	自己管理	体調/病気	その他	家族	不通	留守電
男性	40~49歳															
	積極															
	50~59歳															
	60~69歳															
	70~79歳															
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性	40~49歳															
	積極															
	50~59歳															
	60~69歳															
	70~79歳															
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	%	#DIV/0!														

【参考様式 3】

累計	前面	ICT	合計
動機			
希望的			
希望的			
合計			

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備及び報告)

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあっては、乙は、受託者に対し、

当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期に、及び必要に応じ隨時に調査することができる。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は委託者である大津市（実施機関）を、「乙」は受託者をいう。